

「福岡県認知機能低下の早期発見・早期予防推進事業に係る普及啓発業務」委託仕様書

1 業務名

福岡県認知機能低下の早期発見・早期予防推進事業に係る普及啓発業務

2 目的

認知機能低下の早期発見・早期予防の重要性等を啓発するため、県民向け講演会の開催や啓発資料の制作を行うとともに、市町村職員等向け研修会を開催することで、市町村における早期発見・早期予防の取組の実施を促す。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

(1) 県民向け講演会の開催

① 講演会日程等

実施回数：1回（3～4時間程度）

定員数：150名程度

開催日程：令和9年2月頃

対象者：一般県民

② 会場の設定

- ・公共交通機関等を利用しやすい福岡市内の会場を設定すること
- ・会場の使用料等は、契約金額に含まれる

③ 講演会の内容企画及び講師の選定

講演会には以下の内容を含むこと。なお、講師の選定は、原則として委託先で行い、県と協議の上、決定すること。

<講義内容>

ア MC Iや認知症に関する正しい知識（症状・原因・治療法等）

イ 認知症の危険因子（聴力障害等）

ウ 早期発見・早期予防の重要性、認知症予防（生活習慣の改善等）

エ 新しい認知症観

<その他>

- ・会場内にスクリーニング検査機器の紹介コーナーを設け、一般県民が検査を体験できる機会を提供すること
- ・上記のほか、参加者の理解促進につながる企画や工夫があれば提案すること。

④ チラシの作成・周知

ア 講演会を周知するためのチラシを作成すること

イ チラシの配架に関して、県と連携して行うこと

ウ 参加申込書を作成し、参加予定者を把握すること

⑤ 参加申込書の受付及び集約

- ・参加申込書の受付を行うこと
- ・参加予定者名簿を作成し、県に提出すること

⑥ 講演会で使用する資料等の準備

- ・講師及び県高齢者地域包括ケア推進課と十分に協議し、講演会資料を作成すること
- ・講師等が講演会で使用する資料や機器等の準備は、委託先で行うこと
- ・参加者から講演会の内容等に関する意見を徴するため、アンケートを作成すること

⑦ 講演会当日の運営

- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片づけを含む）、司会進行、講師への対応等、講演会を運営するために必要な業務の全てを行うこと
- ・参加申込を行っていない者が講演会当日に会場に来た場合も、会場に余裕があれば当日の参加を認めること

⑧ 講演会終了後の役割

- ・講演会参加者名簿を作成し、県に提出すること
- ・参加者から提出されたアンケートを集約し、結果を県に提出すること

(2) 市町村職員等向け研修会の開催

① 研修日程等

実施回数：1回（3～4時間程度）

定員数：100名程度

開催日程：令和8年7月頃

対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員等

② 会場の設定

- ・公共交通機関等を利用しやすい福岡市内の会場を設定すること
- ・会場の使用料等は、契約金額に含まれる

③ 研修会の内容企画及び講師の選定

研修会には以下の内容を含むこと。なお、講師の選定は、原則として委託先で行い、県と協議の上、決定すること。

<講義内容>

ア MC Iや認知症に関する正しい知識（症状・原因・治療法等）

イ 認知症の危険因子（聴力障害等）

ウ 早期発見・早期予防の重要性、認知症予防（生活習慣の改善等）

エ 市町村における認知機能低下の早期発見・早期予防の取組の重要性

オ 市町村における認知機能低下の早期発見・早期予防の取組事例の紹介

<その他>

- ・会場内にスクリーニング検査機器の紹介コーナーを設け、市町村職員等が検査を体験できる機会を提供すること。
- ・上記のほか、受講者の理解促進につながる企画や工夫があれば提案すること。

④ 実施要領の作成・周知

研修に係る実施要領、受講申込書を作成すること。原則として、県が周知を行う。

⑤ 受講申込書の受付及び集約

- ・受講申込書の受付を行うこと
- ・受講予定者名簿を作成し、県に提出すること

⑥ 研修会で使用する資料等の準備

- ・講師及び県高齢者地域包括ケア推進課と十分に協議し、研修会資料を作成すること
- ・講師等が研修会で使用する資料や機器等の準備は、委託先で行うこと
- ・受講者から研修会の内容等に関する意見を徴するため、アンケートを作成すること

⑦ 研修会当日の運営

- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片づけを含む）、司会進行、講師への対応等、研修会を運営するために必要な業務の全てを行うこと
- ・受講申込を行っていない者が研修当日に会場に来た場合も、会場に余裕があれば当日の受講を認めること

⑧ 研修会終了後の役割

- ・研修会受講者名簿を作成し、県に提出すること
- ・受講者から提出されたアンケートを集約し、結果を県に提出すること

(3) 住民向け啓発動画やチラシの制作

① 内容

以下、ア～ウに係るチラシや動画を作成し、令和8年12月末までに編集可能な電子データを県に納品すること。

※ チラシにおいては、県から市町村に当該データを提供し、市町村において適宜編集の上、住民向け講演会等で活用する際は無償とする。

ア 市町村が実施する住民向け講演会やスクリーニング検査会場等において、住民に対し、啓発を実施する際に視聴させる動画及び配付するチラシ

イ 市町村が実施するスクリーニング検査の会場において、検査結果に応じて、保健師等から住民

に対し、以下のとおり啓発を実施する際に配付するチラシ
 <検査結果に応じた啓発>

(ア) 認知機能の低下の疑いがある（早期予防が必要と判断される）場合の予防プログラムへの参加を促すための啓発

(イ) 強い認知機能の低下の疑いがある（早期診断が必要と判断される）場合のかかりつけ医や認知症医療センター等への受診勧奨を行うための啓発

ウ かかりつけ医から住民に対し、市町村の早期発見・早期予防の取組を案内する際に配付するチラシ

【概要】

種別	規格	内容
ア 動画	5分×2本程度	<ul style="list-style-type: none"> ・MC Iとは ・認知症の症状 ・認知症の原因と治療法 ・早期発見・早期予防の重要性 ・認知症の危険因子（聴力障がい等） ・認知症予防（生活習慣の改善等） ・新しい認知症観とは 等
ア チラシ	A3両面1枚程度	
イ（ア） チラシ	A4両面1枚程度	<ul style="list-style-type: none"> ・早期予防の重要性 ・認知症予防（生活習慣の改善等） ・市町村が実施する予防プログラムや介護予防教室等の紹介（各市町村が記載できるようなひな型）
イ（イ） チラシ	A4両面1枚程度	<ul style="list-style-type: none"> ・早期受診の重要性 ・認知症予防（生活習慣の改善等） ・MC Iや認知症に係る医療機関の紹介（各市町村が記載できるようなひな型）
ウ チラシ	A4両面1枚程度	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期予防の重要性 ・認知症予防（生活習慣の改善等） ・市町村が実施するスクリーニング検査や予防プログラム、介護予防教室等の紹介（各市町村が記載できるようなひな型）

② 対象者
一般県民

③ その他

動画及びチラシについて、アニメーションやイラストなどにより、県民が理解しやすく、興味を惹起するよう工夫を行うこと。

5 その他

- (1) 本業務委託仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、県に報告すること。
- (2) 受託者は委託契約締結後、福岡県に緊密に状況報告するとともに、随時遂行状況を確認し、修正を受けること。
- (3) 委託業務に係る経費は、全て委託先で負担することとし、委託先の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。
- (4) 委託先は、業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を確保すること。
- (5) 委託先は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (6) 本業務によって得たデータ及び成果物（以下「データ等」という。）に係る著作権（著作権法第28条の権利を含む）について、納品後に全て県へ移転するものとする。なお、あらかじめ受託者において二次利用に必要な許諾を得ておくものとする。
- (7) 成果物については、県が期間の制限なく無償で随時利用・複製できるものとする。

- (8) 受託者は、本県委託により得られる著作物の著作者人格権を将来にわたり行使しないこと。
- (9) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵さないこと。
- (10) 成果物について著作権等に係る問題が第三者との間で生じた場合は、全て受託者の責任とする。
- (11) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (12) 委託先は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性および安全性の確保に努めること。
- (13) 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。
- (14) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (15) 本事業の実施に当たっては、関係法令及び県の条例等を遵守すること。